

ーム工事に要した金額の100分の10に相当する額で20万円が限度です。

対象とする工事は住宅の修繕、改築、増築、模様替えや、宅地の外構物、門扉生け垣、舗装などの工事となっています。

議員 村で「住宅リフォーム制度」を創設できないか伺います。

村長 住民の生活環境の向上及び村内の小規模登録工事業者の活性化対策になると思いますので、他の自治体の状況を勘案し、今後検討していきます。

議員 いすみ市の助成状況について伺います。

村長 4月以降11月まで、助成件数215件、直接工事費の総額3億7200万円余です。

議員 いすみ市でのこの施策の経済波及効果について、資料があれば伺います。

建設課長 補助金額の約14倍の波及効果が生じています。

議員 国の「地域住宅交付金」は助成率が45%と聞きますが、村は利用できないのか伺います。

建設課長 これは社会資本総合整備交付金ですが、この事業が活用できるかどうか検討していきます。

議員 「住宅リフォーム制度は」地元業者の仕事を増やし、雇用を生み出すなど効果が期待出来そうです。お金が生きて地元に戻する制度です。創設について再度、村長の考えを伺います。

村長 村の経済の活性化になる有効な手段のひとつです。制度の創設に向けて前向きに検討していきます。

議員 介護の苦勞を救う村の支援を

議員 家族介護、老々介護など苦勞している方の実態を、どのように把握しているか伺います。

村長 介護サービスを利用していない世帯は、把握が困難な現状です。

議員 村内で「親の介護で慢性疲労・うつ病になりそう」と訴える方がいます。孤立した介護者の悩みは深刻です。介護者の負担を減らす施策について伺います。

村長 介護サービスによるデイサービス、ショートステイ等の活用で、介護者の一時的な休息が図られると考えます。介護者の現状調査はできないか伺います。

健康推進課長 今回実施予定の「日常生活圏域ニーズ調査」の中で状況をつかむことは可能です。介護者への村の支援は何が出来るか伺います。

健康推進課長 「ニーズ調査」でそういった家庭を洗い出す事と、包括支援センターの機能を拡張して対応したいと思っています。

小学校・保育所にエアコン設置を

石川 吉一 議員

議員 今年の夏は例年になく猛暑であり、子ども達の健康を考え、小学校のランチルーム、保育所の調理室へ、エアコンの設置が必要かと思ひます。が伺ひます。

村長 小学校ランチルームについては、快適に食事ができるようにエアコンなどの設置を含め、対策を検討していきます。保育所調理室内の高温化は、衛生上好ましくないと考えます。

議員 児童を給食時間に涼しいところ設備を検討します。



小学校のランチルーム

でゆつくり休ませる対策を伺ひます。

学校教員 夏の冷房時間が短いので、よしの設置や二ガウリによる緑化等検討します。

議員 3保育所へのエアコン設置費用500万円程度と見込んでいます。

福祉課長 食材の劣化、雑菌の繁殖等、保

議員

健康所からの指導はあります
か。

福祉課長

調理室は窓を開
めた中での調理
が原則ですが、網戸の状態
で調理しているので改善指
導を受けています。

議員

早急な空調の設
置をお願いします
す。

村長

実情をさらに調
査し検討してい
きます。

環境、ゴミの焼却について

議員

家庭ゴミ焼却に
伴う被害相談が
寄せられています。焼却が
可能なものとだめな物は何
か、住民への周知について
伺います。

村長

野外等での焼却
は原則禁止です。
政令で例外が定められ、

「農業を営む上でやむをえ
ないもの」「焚き火等」、日
常生活で通常行われる焼却
であつて軽微なもの」は生
活環境に支障のない範囲で
必要最低限の焼却が認めら
れています。住民へは自治

会の回覧や広報誌等で協力
をお願いしています。

議員

植木の剪定や刈
り込みで出た枝
の堆肥化等を村で進めてい
く考えはないか伺います。

下水環境課長

民間企業でリサ
イクル事業が行
われています。

村としては、実施主体を
含めた調査をして検討して
いきます。

議員

自治会回覧や村
の広報誌の記載
をわかりやすく表現できな
いか伺います。

下水環境課長

文字だけでなく、
絵や写真をいれ
訴えやすいものを記載し、
周知啓発を続けます。



*石川議員から他に
このような質問もありました*

◇村道路の路肩確保に
ついて

◇花一杯推進運動に
ついて

産業の活性化で 雇用の促進を

小倉 利一 議員

議員

産業の活性化で、
前二回の一般質
問に続いて予算編成時期に
当たり、次年度の具体的政
策について伺います。

村長

今まで総合的に
企画検討調整を
行い、観光資源や特産品の
開発を目的に観光村づくり
研究会を設立し、農業体験
ツアー、落花生オーナー制
度などを実施してきました。
来年度については具体的
な事業はお答えできないが、
活動結果をもとに農業・商
業が連携した、地域活性化
施策を実施したいと考えて
います。

議員

具体策が聞きた
かったのですが
残念です。

今、国においてTPP(環

太平洋経済連携協定を推進、
日本の農業を切り捨てるよ
うな政策を打ち出している
が、TPPの参加や農業法
人が参入した場合の本村の
農業をはじめ産業への影響
をどう考えているか伺いま
す。

村長

TPPについて
は、郡内の町村
長で民主党県本部に反対の
意志を伝えました。

議員

TPP問題につ
いては、日本の
農業従事者を無視している
政策としか思えません。

断固反対する一人として、
これからの農業をはじめ各
産業の活性化を大きくとら
え検討・実施する時期と考
え、村が豊かになるための
収入源の確保や雇用の推進
が図れる事業や施策を期待
しています。

観光村づくり協議会を発
展させるか、また別の専門
協議会を立ち上げるべきと
考えますが、村長はどう考

えているか伺います。

村長

商工会と道の駅
について検討中
で、条件が整えば設置に向
けて検討委員会が発足する
かと思っています。

議員

TPPに参加し
た場合も、農業
分野において特殊化やブラ
ンド化あるいは特産品で対
抗できるように、産業の活
性化、雇用の促進まででき
るような大型な施策を要望
します。



オーナーによる落花生の種まき

TPP参加に 反対を！

関 克也 議員

議員

環太平洋経済連
携協定（TPP）

に日本が参加した場合に、
長生村の農業生産や環境に
どんな影響があるか見解を
伺います。

なお、政府・内閣府の試
算では国内総生産の増加は
0・48から0・65％程度、
一方で農林水産省の試算で
4兆5700億円の農業生
産が減少し、雇用が350
万9千人も減るとしていま
す。

村長

県の試算をもと
に本村での影響
額を算出しますと、コメで
7億7千万円、畜産で3億
5千万円の影響です。

長生郡町村会において連
名で「TPPに反対に関す
る要望書」を11月24日付け
で提出しました。

議員

長生村農業が打
撃を受ける根拠
と内訳について伺います。

産業
課長

千葉県生産農業
所得統計の平成
18年度の数値をもとに算出
しました。

生産額の影響は、コメで
全体の94％、落花生で39％
畜産においては100％の
影響、長生村全体では54％
が減少するものと見込まれ
ます。

村長

このTPPは大
変な問題であり、
海外から入ってくる食料に
対する安全性が非常に心配
されます。総合的な考え方
で、TPPに対し、村を挙
げて反対していけるように
なればと思います。

ベトナム周辺に信 号機の設置を早く

議員

国道128号の
「ベトナム」とし
まむらのところの交差点
の信号機と横断歩道等の設

置が求められていますが、
村の見解を伺います。

村長

茂原警察署に2
回、要望書を提
出していますが、ここは宮
原交差点に近く、さらなる
渋滞を起こすことも予測さ
れます。

また交差点の改良も必要
なため、信号機設置がなか
なか進まない現状です。

議員

茂原警察署と県
の整備センター
に聞いたところ、信号機設
置箇所については、ベシ
アの入り口にするのか、し
まむらのT字路か、複数の
案があるようです。

どこが一番効果的なのか
を関係機関と協議して判断
し、最も有効な箇所に設置
するよう進めてほしいが、
見解を伺います。

建設
課長

しまむらの交差
点を第1と考え
まして、関係機関と協議し、
早急に設置されるよう働き
かけます。

議員

しまむらのT字
路に至る通称7
メートル道路の歩道整備に
ついて伺います。

村長

村道1の5号線
・通称7メー
ル道路は宮成新地交差点ま
で片側歩道で整備されてい
ますが、第五次総合計画で
位置づけし、歩道整備を進
め、交通安全対策を図って
いきたいと考えています。



しまむらT字路

*関議員から他に
このような質問もありました*
◇国民健康保険につ
いて
国保の広域化に反対
することなど

街灯の電気料 年払いで 経費節減

井下田政美 議員

議員

村内には、21年
度末までに16

60基の街灯が設置されて
いますが、年間、東電に支
払っている電気料金と、契
約方法について伺います。

村長

街灯の年間電気
料金は、平成21
年度で、432万7850
円で、契約方法は、1基当
り定額料金で月払いです。

議員

私の調査では、
契約方法に月払
い・半年型・1年型の3種
類があり、1年型で契約す
ると、1基当り10・5円の
割引があり、年間約20万9
千円の経費節減になります。
是非、契約を1年型に変更



村内の街灯

すべきだと思いますが、伺います。

建設課長

東電に確認しましたところ、議員指摘のとおり、1年型で10・5円の割引になっていきます。今後、23年度以降につきましては、1年一括前払い契約の申し込みをし、対応します。

難聴者の実態を把握し補聴器の助成を

議員

老眼は見たり読んだりする事で、比較的早く気づきますが、難聴は音を大きくすると聞こえるため、自分では意外と気づきません。そういう事から、65歳以上の人の約3割は難聴であると言われ

ています。

村内の高齢者で、難聴の方の実態について伺います。

村長

国レベルでは高齢者人口の30%以上と言われております。本村の聴覚障害を有する人数につきましては調査していませんが、障害者手帳保持者の高齢者人数は25人です。

議員

新生児と企業内健診は聴覚検診

体制ができていますが、高齢者を対象にしたものはありませんでした。

平成12年、全国で初めて高齢者聴力検診をスタートさせた金沢市では、検診結果を踏まえて適切な治療や難聴者の対応の仕方などの生活指導に取り組んでいます。本村の高齢者への難聴検診について伺います。

村長

保健センターでは高齢者に対する聴力検査のできる設備がないこと、などの理由で検診を実施する考えはありません。

議員

埼玉県坂戸市と鶴ヶ島市では、

基本健診に、聴力検診のために3つのチェックリストを追加しました。追加された内容は、①人の話が聞き取れない事がありますか、②テレビの音が大きいと言われた事がありますか、③電話の音が聞き取りにくい事がありますか。このチェックリストをもとに、聴覚障害の疑いのある方に病院への受診勧奨券を発行したそうです。

この事例について、村長の見解を伺います。

村長

健診の中でチェック項目を設けていることについては、今後調査し検討したいと思っています。

議員

村内には、年金暮らしで耳が遠くても補聴器が高額で我慢するしかない、との声があります。しかし、全国的には、所得制限を設けたり、助成金額の上限を設けたり、多くの市町村で補聴器の助成制度を設けています。今後村としても実態を把握し、補聴器助成制度を実施するよう要望します。

土地・建物の 実地調査は 正確に

門口 昭 議員

議員

土地・建物の実地調査について

伺います。

税務課長

家屋の実地調査は、臨時職員1人で、7月から12月まで未評価や滅失建物の現況確認をしているところです。

議員

不正確な評価額証明書の発行が見受けられるが是正方法を伺います。

税設課長

税務課の実地調査と納税者の通知書や課税台帳の縦覧による訂正の申し出によりおこなっています。

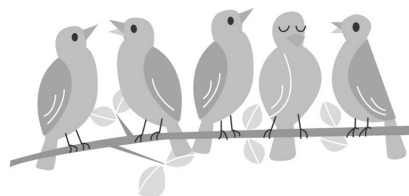
議員

課税誤りが発見された場合につ

き伺います。

税務課長

所有者に説明し、過誤納金が出た場合は還付します。



100条調査委員会の 検討を

議員

幸福の科学が所有する土地の利用目的につき納税者の誤解と税務課の誤信に基づく非課税扱いはないか伺います。なお、課税者がさかのぼって課税処分をすることが認められています。

東京高裁の判例では、所有者が従前より非課税と誤解しておりさらに徴収者の非課税通知があったとしても、このような誤解に基づく違法な取り扱いは早く是

正されるべきであり、徴収者が課税処分をしても※「禁反言の法理」に反しないと思っています。

税務課長 非課税扱いの判断は間違いないと思います。



議員 議会の監視機能を発揮させるため、地方自治法第100条調査に関する決議をした場合の対応を伺います。

税務課長 当然村も協力していくことになります。

※「禁反言の法理」とは自己の行為に矛盾した態度を取ることは許されないとされています。

圏央道の開通と企業誘致

片岡 啓治 議員

議員

平成24年度末に、県の大動脈ともいえる圏央道が開通する見込みであるが、これにより、中央とのアクセスも良好となり、企業誘致の一途となり得ると考えます。

すでに近隣の町では種々の手段により、企業誘致に成功しています。

企業誘致を推進し雇用を促進することは村の活性化につながります。

過去に2回ほど関連質問をしましたが、改めて村長の考えを伺います。

村長

圏央道の開通により、アクセスは格段に良くなると期待しています。



ています。

村として、立地の優位性を生かし、西部工業団地の企業誘致を図り、村民の雇用の確保や村税の確保につなげたいと考えます。

議員

村として企業誘致を推進する為、企業立地優遇制度の構築等

の考えがあるか伺います。

企画財政課長 企業誘致のための手法等は現在、考えていません。

議員

県の企業誘致担当は、商工労働部だと思うが、相談等おこなったことがあるか伺います。

企画財政課長

県の商工労働部の企業立地課の中に誘致推進室があり、別件で電話をしたことはあるが誘致に対し詳細についての相談はまだしていません。

議員

企業誘致は、政治的判断及び働きかけが必要と思うが、村長として県に相談、陳情に行く考えがあるか伺います。

村長

今後、そういう考え方に基づいて、足を運んで要請なりいろんな勉強の意味で行く考えは持っています。

自主防災組織の構築について

議員

村が推進している自主防災組織の構築に対し、行政として

の協力態勢について改めて伺います。

村長 設立については、説明会を各自治会に出向き実施しており、また、平成21年度に全自治会へ防災資機材を配付しました。

自主防災組織を設立した地区には別途、組織で必要とする資機材などの備品類は村で購入し、譲渡もしくは貸与するなど、推進と運営に積極的に取り組んでいます。

議員

設立後の資機材の譲渡もしくは貸与の線引きを確認も含め伺います。

総務課長

基本は、すべて貸与ですが、消耗するものが譲渡で、依然として残るものは貸与です。



片岡議員から他にこのような質問もありました

◇湛水防除事業について

「滞納整理のあり方に関する調査特別委員会」の報告

平成22年の1月に、一人暮らし高齢者の年金が振り込まれる預金口座を、村が差押え、延滞金と税を徴収し、高齢者が生活困窮の末に死亡したと考えられる事件について、村議会に設置された「滞納整理のあり方に関する調査特別委員会」(小高陽一委員長、議員全員で構成)は平成22年4月7日から同年11月18日まで行われました。

村の徴税方針で「年金口座の差し押さえ後、換価(徴収)までの間、接触できない場合は預金残高10万円を残す」等の改善が行われ、次のような最終意見をまとめて終了しました。

滞納整理についての特別委員会の最終意見について

1 差押えおよび、差押え後の対応について

差押え禁止財産である年金について、口座に振り込まれた場合にも、その大部分が年金であると認められた場合は、差押えを禁止した判決(東京地裁)を踏まえ、機械的な差押えはしないように対応すること。

2 預貯金等の換価について

年金に限らず、預金口座を差押えた場合は、換価の際に、生活費と見込まれる預金残額(月額10万円)を残すこと。

特別委員会の主な経過

本委員会の前身である「調査委員会」で滞納整理問題を審議し、4項目の要望書を、平成22年3月29日、石井村長に提出し、4月6日に回答があり、これが特別委員会の出発点になりました。要望と回答の主な中身は表1のとおりです。

差し押さえた預金は年金そのものだった

9月16日の特別委員会において、村が差し押さえた年金が振り込まれる預金口座の残高は、年金そのものであり、他に入金がなかったこと(表2)が明らかにになりました。

さらに、近年の裁判例から次のことを明らかにしました。

滞納処分は慎重に

【平成17年の津地方裁判所の判決趣旨】

の判決趣旨

督促状を発した日から10日以内に差押えないから

■滞納整理特別委員会の出発点(平成22年4月6日現在)

表1

議長名の「要望書」概要	石井村長の回答書概要
①村の滞納処分行為は、憲法の生存権や財産権保障の趣旨に反する。年金の差押えを禁止した国民年金法24条等に反するので、関係法令の遵守を求める。	①関係法令を遵守、滞納者の生活状況の把握に努める。
②滞納者と必ず面談し、実態を正確に把握すること。滞納者の生活を配慮すること。	②今後も滞納者との接触をもち交渉。
③滞納整理マニュアルは、滞納者の権利を脅かすことのないよう改める。	③滞納処分については「徴収対策等基本方針」に基づき、誠意を持って徴収に努める。
④村長は遺族に謝罪すること。	④村長自ら現地に向かい、差押え処分は粛々と業務を行った。過失はない。しかし対象者が死亡しているので大変重く受け止めている。

という、当然にこれが地方税法に違反するとは言えない。行政には徴収権の確保を図る裁量を与えられている。個々の滞納者の担税力や誠実なる納入意志の有無に

■村による年金が振り込まれる口座預金の差押え
口座預金の内訳(円)

表2

日付	合計	内訳	
		年金額	その他
10月15日	248,194	247,648	546
10月15日	換価	5,000円を残し、徴収。	
12月28日	247,982	247,848	134
1月5日	換価	全額徴収。	

応じて、その事業の継続や経済生活の維持が損なわれないように配慮しながら、滞納処分の対象や時期については慎重に対応すること。
預貯金のうち年金部分の差押えは禁止
【平成15年の東京地方裁判所の判決趣旨】
年金受給者が受給した年金を金融機関・郵便局に預け入れる場合にも、その預貯金の原資が年金であることとの識別・特定が可能であるときは年金それ自体に対する差押えと同視すべきであって、預貯金債権に対する差押えは禁止すべきものといふべきである。

議会 日誌

議長・議員が出席または参加の行事



代表謝辞をする御園涼平さん



村民憲章宣言をする佐藤華さん



会場で懇談する新成人

2日	山形県舟形町議会視察来庁
2月	
27日	議会だより編集委員会
26日	長生病院運営委員会
25日	後期高齢者医療広域連合議会
24日	議会だより編集委員会
20日	農商工連携懇談会
12日	議会だより編集委員会
9日	成人式
8日	消防出初式
6日	定例会1月会議
平成23年1月	
24日	議会改革特別委員会
15日	議会だより編集委員会
9日	第2回定例会12月会議
8日	
7日	長生郡市負担金審議会
2日	
12月	

18日	各小学校卒業式
11日	長生中学校卒業式
8日	定例会3月会議
1日	議会運営委員会
3月	
24日	一宮聖苑組合議会
23日	県町村議会議長会定例会
22日	広域組合議会定例会
18日	九十九里水道企業団理事会
16日	県町村議会議長会視察来庁
15日	宮崎県高千穂町議会視察来庁
14日	広域組合議会定例会
10日	福島県西会津町議会視察来庁
8日	後期高齢者医療広域連合議会
7日	議会全員協議会
3日	定例会2月会議

皆さんも議会を傍聴しませんか!!

議会は、村民の声を村政に反映させる場です。審議がどのように行われているのか、傍聴してみたいと思いませんか？

傍聴席は先着順で32席です。手続は、3階傍聴席入り口で、氏名・住所・年齢を記入してください。



次の「議会定例会3月会議」は3月8日(火)から開催の予定です。

また、議会だよりに対するご意見ご感想をお寄せください。お問い合わせは下記まで。

長生村議会事務局

直通：32-4744 FAX：32-1194

メール：taiyo-kun@vill.chosei.chiba.jp

編集後記

平成23年度の市町村別米生産数量目標が、昨年末、県のホームページで発表され、長生村は2872トンで昨年比98・3%です。

この目標で、生産調整が実施されれば減反が強化されることとなります。

国政の動きは昨年11月にTPP(環太平洋経済連携協定)に加入するための協議を開始することを決めて動いており、米価の下落と併せて、農業は激動の年となるのではないだろうか。

長生村議会は1月6日に、長生農協から提出された、「TPP交渉参加に反対する請願」を採択しました。

自然豊かな「ながいき村」の魅力が失われることのないよう、議員一同、知恵を尽くしていきたいと思っています。

(編集委員長)